

改正

令和3年4月1日

鹿屋市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベントに、乳幼児への授乳やおむつ替えを行うためのスペースとして移動式テント（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児連れの保護者等が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出条件)

第2条 次の各号に掲げる条件を全て満たすイベントの主催者は、イベントの開催のために、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる。

- (1) イベントが市内で開催されること。
- (2) 主催者及びイベントの目的が特定の政治、思想又は宗教の活動でないこと。
- (3) 乳幼児を連れた保護者等が参加できるイベントであること。
- (4) 主催者及びイベントが法令又は公序良俗に反しないこと。

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6か月前から7日前までの間に申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、鹿屋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（別記第2号様式）又は鹿屋市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間の全部又は一部に重複して申込みがあった場合は、その重複する期間において、市が主催するイベントを最優先とし、次に市が協賛するイベントを優先とし、その他のイベントについての申込みは先着順とする。

(貸出期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、市長が認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 第4条の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指定する場所において、自ら移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか返却時に十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消したときは、鹿屋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書（別記第4号様式）により使用者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた使用者が、既に移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けている場合は、直ちに市長に返還しなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅が破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な措置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態に破損又は汚損している場合は、市長は、使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害
に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は、別に
定める。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。